
◎議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 24 号でございます。白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について。

白老町暴力団排除の推進に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に議 24-5 のページをお開きください。議案説明でございます。

平成 24 年 8 月に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が一部改正され暴力団排除に関して地方公共団体の責務が新たに規定されたことに伴い、本町としても町と町民等が一体となって暴力団の排除を推進して地域経済の健全な発展に寄与し町民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町暴力団排除の推進に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、白老町（以下「町」という。）における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員

と密接な関係を有する事業者をいう。

- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の役割)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「道警察」という。）並びに法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 町は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。
- 4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、道警察及びその他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）

に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

- 3 町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、町又は道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事、その他の町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

- 4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用の不許可等)

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、公の施設（町が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないものとする。

- 2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第8条 町は、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組み、並びに町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、道警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 町民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第11条 町民は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

2 町民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定する者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(広報及び啓発)

第12条 町は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....
○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 定義の第2条の（1）、（2）、（3）について、該当する団体等は白老町には存在しているのかどうか。その辺の情報の認識があれば答弁よろしくをお願いします。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問ですが第2条の第1号、第2号、第3号にかかわる白老町における該当者の警察からの情報として全道的な情報等については数値として捉えておりますが、具体的な町における情報については詳細の情報はまだ確認はいたしてございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。暴力団排除推進条例を出すということはそういう部分は警察の当局と十分議論されて、白老町におけるこれにかかわる環境等を認識した上で条例出していると思うのですが、その辺の情報はすり合わせしていないのか、あるいは警察のほうで白老町にいろいろな問題があって情報提供されていないのか。そういう部分をお聞きしたいのです。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 苫小牧警察署管内におけるこれらについても具体的なものについて実は確認をいたしておりません。第1号で規定しております暴力団、これらについても関係する団体があるということの捉えをしておりますが、具体的なものについては詳細はまだ確認をいたしておりませんので、今後こちら辺の具体的な情報を確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） せっかくの条例ですので我々はじめ町民の方もこの条例に沿って、こういう趣旨、目的で行動しないといけないと思いますので、もしわかれば、それは公でなくてもいいですけれども議会のほうに何らかの形でこういう環境にあるのだということだけの認識はしておいてもらわないと、私たちとして条例をここで協議した上で何もわからないで云々ということにはならないと思うので、その辺一つ担当として整理しておいてほしいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 苫小牧警察署とは逐一連絡をとっております。こういう情報について再度確認をいたしまして後日議会の皆様のほうにも資料をお届けさせていただきます。

たいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前 10時08分

再 開 午前 10時09分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

もう1回許します。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 第2条の1号、2号、3号、どういう状況にあるかということ警察のほうと整理して、今現在こういう状況にあると。団体があるとかないとかこうだということだけを議会のほうに口頭で情報だけ提供してもらえればいいという意味です。公に資料で云々ということにはならないのかとは思いますが。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 先ほどの言葉を訂正させていただき、今おっしゃいましたとおり口頭等で情報を提供させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第24号は原案のとおり可決されました。

